

# 伊方訴訟ニュース

第58号

1978年6月20日

伊方原発訴訟を支援する会 (連絡先: 〒530 大阪市北区西天満4-9-5 第1神明ビル)  
藤田法律事務所内 Tel 06-363-2112, 口座大阪 48780)

## 私達の決意

### 伊方原発2号炉行政訴訟原告団

4年8ヶ月、1号炉の裁判であれだけ条理をつくして危険性を訴えたのに、柏木裁判長は一顧だにせず、四電の悪業と、つじつまのあわない被告国側の意見をう呑にしたため、私達は負けたのである。

2号炉の設置取消しを求める訴訟にあたり、あのような無茶な判決をする裁判所に、まだ期待するのかという意見もある。しかし判決は確かに無茶なものであるが、多くの国民が柏木判決を支持するであろうか。負けた地元住民こそ支持されると思う。又高松高裁での1号炉の審理に、力を集中すべきであるという意見もある。しかし、2号炉において、研究と実験を重ねた結果、絶対安全な原子力発電所ができるのであれば、それは別であるが、その危険性は、1号以上ではあっても1号以下では決してなく、1号、2号が併設される危険性は、1足す1は2という算術計算では計り難く、おそらくその被害は3倍にも5倍にもなることは間違いのないところである。又、1号の審理で明らかなように、あの恐ろしい重大事故につながる燃料棒の折損事故、作動したためしのないECCS、原子炉機器の危険性、心配な活断層の存在、その上、1号、2号併設によりぼう大な量になる放射性廃棄物や使用済燃料の処理について全く見通

しのない問題、海水に大量の温廃水が放出され、海の生態系にあたる悪影響、孫子にまでも被害をもたらすであろう放射能の汚染等、新たに危険な条件が加わっているのである。又、現在1号炉の営業運転が続けられており、危険は日常的なものとなっているが、周辺住民に対する防災対策は全くみられないところである。

こうした、危険一ぱいの2号炉設置について、住民の立場にたって厳格な審査をすべき安全審査は、1号にくらべて期間こそ若干長かったが、住民の要求する現地調査にも全く応ぜず、1号炉設置のとき、既に決っていた四国電力の計画を追認し、申請をう呑にしたきわめて杜撰なものであったのである。

こうした経過を考えると、私達原告住民は、もとより争いは好まないが、あえて裁判所に訴え、公正な審理を求めると共に、国民のみなさんに対してもその危険性を明らかにしてゆくものである。

又、法のもとに不平等を強いられている原告住民の立場をも明らかにしてゆきたいのである。日本は民主主義を基本理念とした法治国である。しかしそれは文章のみである。

(12頁に続く)

(訴状は2頁から 事務局)

# 伊方2号炉設置許可取消請求訴状

## 訴状目次

請求の趣旨	2
請求の原因	2
第一、原告	2
第二、本件許可処分が存在及び異議申立の前置	3
第三、原子力発電所の危険性	6
第四、本件許可処分は手続的に違法である	6
第五、本件許可処分に当たっての判断は誤っており違法である	13
一、放射能に許容量はない	13
二、タレ流される放射能	14
三、温廃水の被害を受ける住民を見殺し	16
四、劣悪な地盤と地震の恐怖	17
五、欠陥だらけの原子炉装置	21
1. 危険な原子炉圧力容器	21
2. 蒸気発生器は泣きどころ	22
3. 燃料棒の破損は日常茶飯事	24
4. 信頼できないECCS	26
六、危険な固体廃棄物と使用済燃料をどうするか	27
七、でたらめな事故時の災害評価	29
第六、結語	31

## 訴状

愛媛県西宇和郡伊方町九町一番  
耕地1748番地

原告 川口寛之  
他32名

(原告の表示は別紙のとおり)

東京都千代田区霞ヶ関3-2-2

被告 内閣総理大臣

福田 赳夫

伊方発電所原子炉設置変更(2号炉増設)許可取消請求事件

## 請求の趣旨

被告が、昭和52年3月30日、四国電力株式会社に対し行った、伊方発電所原子炉設置変更(2号炉増設)許可処分を取消す。

訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決を求める。

## 請求の原因

### 第一、原告

原告らはいずれも、本件許可にかゝる伊方発電所原子炉設置変更(2号炉増設)許可処分に係る伊方2号炉の設置場所である愛媛県の西宇和郡及び隣接する八幡浜市に居住し、原子力発電所の事故の発生の際にはもちろん、平常運転時においても、大気や海水中に放出される放射能や、海中への温廃水等により、現在及び将来にわたり、生命、健康、生活にきわめて重大な被害をうける者達である故に本件許可処分の取消しを求める権利と、その適格を有するものである。

### 第二、本件許可処分の存在、及び異議申立の前置

四国電力株式会社(以下四国電力という)は昭和50年5月30日、被告に対して、伊方2号炉の許可申請を行い、被告はこれについて、昭和52年3月30日、請求の趣旨記載の通りの許可処分(以下本件許可処分という)をした。原告らは右許可処分に対し、昭和52年5月28日、行政不服審査法第48条、同第25条の1項但書に基く異議申立を被告宛に行い、被告は昭和53年3月10日

付で、右異議申立を棄却する旨の決定をした。

### 第三、原子力発電所の危険性

原子力発電所の危険性は、言うまでもない。電力危機の名のもと、国と電力各社は、原子力発電所の建設を強行している。これに対し、それぞれの地元住民は激しく反対し、地元住民が反対する地域は全国的に拡大している。又、わが国のみならず、アメリカ、西ドイツ、フランス、その他の諸国にも人道的立場、学問的なものをよりどころとして、住民の反対運動が大きくなっているところである。特に、アメリカ、フランス、西ドイツにおいては、反対住民の訴えにより、裁判所が、原子力発電所の建設中止命令を下している。本件許可処分伊方においても、原告ら住民は、足かけ10年の長きにわたり、原子力発電所の危険性を訴えつづけ、今後も反対しつづける決意である。

これまでの住民の反対運動が明らかに示しているように、現在の原子力発電所は欠陥だらけである。一度も作動したためしのないECCSに頼り、各地でみられる圧力容器のひび割れ、燃料棒の折損、曲り等、いずれも炉心溶融等の大事故につながる事故が続出しているのである。その上、伊方2号炉の周辺には、有名な中央構造線をはじめ、いくつかの活断層が横たわり、又地震の巣ともいわれ、原発にとっては最も危険な場所である。

最近、アメリカでは、低線量の被曝でも、ガンの発生率が高いという研究の結果が報告され、伊方原子力発電所からタレ流される放射能に日夜さらされることになる私達地元住民も非常な衝撃をうけている。又、破滅的な災害をもたらす大事故に対しても、周辺住民に対しては、なんらの対策も示されていないの

である。原告住民らは、県や町に対し、機会ある毎に、「大事故が起きたらどこへ逃げたらええか」と質問しているがいまだに全く答えられないのである。

原子力発電所が危険であるからこそ、安全協定があり、防災計画がつくられているのである。にもかかわらず一番肝心の原告住民らには何も知らされず、何も対策がたてられていないというのは、地元住民をモルモットにする以外の何ものでもなく、絶対に許されないものである。

### 第四、本件許可処分は手続的に違法である。

私達原告住民は、伊方1号炉もそうであるが、本件伊方2号炉の設置について、一度も相談をうけていないし、誰にも権限を委任したことはない。

一、前述の通り、原子力発電所は極めて危険であり、しかも、事故発生ときには、原告住民らの生命、身体、生活において、回復不可能、且つ重大な損害を及ぼすが、この重大な損害を防止する方法は全くなく、唯一の方法は原子力発電所の建設を禁止する以外にないのである。このように原子力発電所の存在自体、住民の生命、自由及び幸福追求権、健康で文化的な生活を営む権利を侵害する恐れが極めて強い。又原子力発電所の設置許可の要件、及び手続を定めた、核原料、核燃料及び原子炉規制の法律（以下規制法という）自体、憲法違反する不当なものである。

二、右議論はさておき、原子力発電所の設置について、原子力三原則のもとで、厳格公正な安全審査を行い、被告に答申するという手続が定められている。右のような、厳格公正な手続が定められているのは、日本国民が世界で唯一の、原爆の悲惨さを体験している

という国民感情を十分に考慮し、原子力発電所が周辺住民に対し、あるいは環境等に計り知れない損害をあたえるものであることを考慮していることにほかならない。したがって、設置許可の手続を定めた法令も、この前提にたって憲法を尊重し、関係法規を尊重し、住民の立場にたって厳格公正に解釈、運用されなければならないのである。

三、ところが本件許可処分にいたる審査手続は、昭和50年3月17日被告が行う電源開発調整審議会（以下電調審という）で議決されたときから、いや伊方1号炉と同時に既定されていたものであり、伊方2号炉について公正な安全審査が行なわれたとは考えられないのである。電調審の議を経た四国電力では、昭和50年5月30日、被告に対し本件許可の申請を行った。同年6月16日、原子力委員会の第138安全審査会において、右申請を専議する第121部会が設けられ、昭和52年2月23日、審査の結果、適合する旨の結論が原子力委員会に報告され、被告は同年3月30日付で本件許可処分をした。

四、右許可処分審査については徹底的に住民不在が貫ぬかれており、最も特徴的なことは、四国電力が、本件許可処分申請以前から大幅な準備を行い、既定のものを追認したこと、各地の原発で重大事故につながるような事故が続発しているにもかかわらず無視したこと、地盤、地震、被曝線量等の諸調査を怠っていること、災害防止対策に留意していないこと、温排水について全く審査を行っていないこと、使用済の燃料や放射性廃棄物の処理についてならん対策がないこと等であり、まさに、四国電力の御用審査会の役割を果たしたものと云わねばならない。

五、非自主、非民主、非公開の安全審査である。

前述の如く、原子力発電所の安全審査は、これにたずさわる者の良心に従い、周辺住民を納得させるに十分なほど科学的に厳正に行うべきであり、四国電力の申請書類、参考資料のみで審議すべきではない。今日、原子力発電所の危険性が大きく叫ばれているにもかかわらず、安全性に疑問をもつ地元住民、あるいは学者等の意見を全くきくことなく、又、安全審査会独自の調査をも怠ったことは、被告や四国電力のいう、電力危機、経済成長の政策におもねた審査であるといわれても仕方があるまい。

又公害対策基本法では、政府に、常に公害に関する知識の普及、公害防止のための思想を高揚する義務を課しているが、原子力発電所の公害が、他の公害と比較できない程大きいことを思えば、原子力委員会は常に、原子力発電所がもたらす被害についても、公正な教育啓蒙を行うべきであるにもかかわらず、電力各社、あるいは四国電力等が行う、マスコミを通しての巨大な安全宣伝、物見遊山を兼ねた原子力発電所の視察旅行にのみまかせて、自らの責任ではなにもすることなく、住民に対し間違った知識をあたえ、判断を誤らせた責任は極めて大である。

又、伊方1号炉の行政裁判の文書提出命令を受けて、伊方2号炉の場合には、許可処分終了後一応の審査資料の公開はしているが、原告住民の求めている公開とは、許可処分以前における、安全審査会なり専門部会等の資料の公開であり、且つ、地元住民が十分理解できるような平易な資料の公開である。原告らが本件伊方2号炉の決定に対する異議申立て

にあたり、安全審査の決定書を平易に解説するように被告に要求したが断られ、伊方発電所ま近くのトイ（海底溝）の問題についても国の責任でボーリング調査を要求したがこれも断られ、衆参両院に対して、国の責任でボーリング調査を請願し、審議中であるにもかかわらずこれも無視され、又原告らに対し、異議申立補充書の提出をみないうちは決定をしないと約束をしておきながらこれに反して決定を行う等、原告らの行政不服審査請求権をふみにじったことからみても、本件許可処分が、原子力三原則をうたった原子力基本法に違反した、非自主、非民主、非公開のものであり、審査の名に値しないものと断言できるのである。

第五、本件許可処分に当たっての判断は誤っており違法である

#### 一、放射能に許容量はない

放射能がもたらす障害に対しては「ゼロにならなければ安全の保証はない」というのが世界の常識である。ところが被告は、何の根拠もない許容量という言葉をもって、微量の放射能ならば安全であるかのごとく主張している。しかし、許容量以下であるから放射能が安全だという科学的裏付けや法的保証は、全くないのである。

本件安全審査報告書（以下報告書という）は「現行法令の定める許容被曝線量を十分下回っている」と、しばしば説いている。しかし、右の許容被曝線量、年間500ミリレムは、もし日本国民全部がこの量だけの放射線をあび続けられれば、年間、数万人ずつのガンと遺伝障害とが発生すると推定されている、べらぼうなものである。しかも、放射能の許容量を定めた法はおろか、許容被曝線量という文字

を使った法律さえ日本には存在しない。被告が現行法令と規定している「許容被曝線量の定め」の文章は、昭和35年9月30日の科学技術庁告示第21号に見られるが、この規定は、同庁の告示文であって法律ではない。こうした官庁の告示文を、あたかも法律のごとくのとく、原告ら周辺住民にべらぼうな被害を受認する義務を課し、その日常生活に制限を押しつける被告の行為は、我々住民に対する背信で許されるべきではない。

さらに、原子力発電所の事故時に流れ出す放射能に対しては、右許容放射線量の、何と50倍もの放射線を、しかも、「めやす」という怪しげな基準で、原告ら周辺住民に押しつけるに至っては、まさに言語道断と云わねばならない。

#### 二、タレ流される放射能

報告書は「気体廃棄物は、放射能を減衰させるかまたはフィルタを通して原子炉補助建家排気筒及び原子炉格納容器排気筒から放出される。放射性物質の濃度が予め設定された値を超えたときには、中央制御室に警報を発生し、適切な処置がなされるように運転員の注意を喚起することになっている」などと明記し、すでに、放射能をタレ流すことを容認している。人間が生活するうえにおいて、安全な放射線量などないと認定されている現在、たとえ微量な放射能でも放出している施設は、絶対につくるべきではない。

すでに、平常運転時の原子炉から放出された放射能について、原子炉周辺のムラサキユウ草の遺伝子に異変が起ることによって重大な警告を発していることは、全国各地の原子力発電所で報告されている。また、原子力発電所設置時の計算以上の多量の放射能が放出さ

れていることも、すでに“先進地”の原子力発電所で明らかにされている。

しかるに、被告はこうした事実の追求をしないどころか、環境にまき散らされる放射能の行方についての実験なども全く行っていない。こうしたズサンでかつ論理に欠けた方法で、原子炉を運転しようということは、すでに科学ではない。社会を破滅に追いやる不法きわまりない行為と云わねばならない。

### 三、温廃水の被害をうける住民を見殺し

伊方2号炉に係る安全性を判断するについて、原子炉安全専門審査会は、原子炉設置により不可避免的に排出される温廃水が、住民の生活、生命、財産に、又子孫に、重大な影響を与えることを、全て無視して審査をしていない。

国際原子力機関（IAEA）においても、温廃水問題を原子力安全環境保全部においてとりあげ、現在も継続して調査研究の対象となっていること等々からして、明らかに温廃水は原子力発電とは切っても切れない関係にある。

又種々の影響も、原子炉一基のみならず、二基めも運転する様な状態になれば、一足す一は二と云う計算ではすまされない重大な影響が出る。

現在すでに熱汚染と、タレ流された液体廃棄物、さらには配管内の付着物質防止の為に使う塩素や、金属腐食防止剤、又洗剤等、毒性を有する化学的物質によって、1号炉の被害を魚貝類に受け、原告ら周辺住民を不安に陥れている。

祖先伝来我々は、海の幸の恵みによって平和で、健康な生活を続けてきた。又子孫も続けて行くであろう。その事を考える時、熱と放

射能と化学物質によって汚染された温廃水は住民の生活の根拠をくつがえすものである。

### 四、劣悪な地盤と地震の恐怖

原子炉からの大量の放射性毒物の流出を防ぎ、その安全性を支える最終的保障は原子炉格納容器などが破損しないことにある。そして地震、地すべり、断層は、これら施設の大規模かつ同時的な破壊をもたらす最も重要な原因であり、地震国の我が国では、特に立地の重要な条件である。たとえば、原子力委員会の立地審査指針にも「大きな事故の誘因となるような事象が過去においてなかったことはもちろんであるが、将来においてもあるとは考えられないこと。また災害を拡大するような事象も少ないこと」と明示されている。環太平洋地震帯に属するアメリカ西部沿岸に立地が予定されたマリブ、ボドガの二つの原子力発電所の建設は、断層が近くにあることを主な理由として中止された。伊方原子力発電所の立地条件もこれら同様の種々の悪条件を有しており、全く安全が保障されていない。

#### (1)地盤

本件報告書によれば、「立地条件の評価」の項で、2号炉心部に「数本の破碎帯」の確認がなされている。又、四国電力による昭和47年2月付「伊方原子力地点試掘坑内地質調査報告書」は「2号炉の位置では全面積の半分程度が岩質のあまり良好ではない部分に乗座することになるので2号炉心位置を海側に20～30m移すのが適当と考えられる」と述べ、結論においても繰り返し記述している。

直下地盤の劣悪なことに加えて、伊方原子力発電所の至近距離には、日本列島を南北に断ち割る中央構造線なる大活断層が存在する。

報告書でも、「沖合5～8km」と述べている。その存在を確認しながら「立地が良好」と判断する審査会の姿勢は断じて容認し難い。まして、この「沖合5～8km」説の数値もほとんど根拠らしきものはないのである。中央構造線の具体的位置と規模確認のない審査はその名に値しない。この他にも、原子炉地盤を形成する「緑色片岩」などの各種劣悪なる地質の性質上の問題もなんら考慮されておらず、同地域ならびに中央構造線南側の地すべり多発なども証拠なしに「問題なし」と不当に評価されている。

## (2)地震

報告書では地震について「1号炉審査時点と格別の変更はない」と一行で片付けられ、最も重大視されるべき問題が最も軽んじられている。

伊方原子力発電所の敷地は、我が国で唯一の地震予知に関する専門家の総合研究機関である地震予知連絡会が指定した、全国9ヶ所の「特定観測地域」の一つ「伊予灘・安芸灘地域」のまん中にある。この地域の地殻には相当量のエネルギーが蓄積され、大地震の起る可能性が高いという予知連絡会の予測を完全に無視した審査会の判断は到底認められない。又、地震力の地盤に与える最大加速度も、四国電力にとって都合の良い諸条件を採用して想定されており、極めて不十分かつ不当である。最近起きた伊豆、大島地震では、海底の古い断層が地震の引き金となっており、断層と地震は切っても切れない強い関係にある。にもかかわらず、伊方原子力発電所地先の海底については、一本のボーリングさえも行なわれておらず、原子力発電所地先の至近距離に通称「トイ」と呼ばれる海底溝が確認され

ているが、これが中央構造線ではないかとの疑問をとくための調査すら実施されていない。このような、常識的に見ても不十分な調査・審査で「安全」と判断が下せるのならば、一切の審査は「茶番」としか言いようがない。我々住民は「実際の安全」を求めており、「名目上の安全」を求めているのではない。

## 五、欠陥だらけの原子炉装置

### 1 危険な原子炉圧力容器

報告書では、原子炉圧力容器についての安全性がほとんど問題とされておらず極めて不当である。原子炉内の多量の放射能について、それがいかに危険であるかは議論の余地はなく、いかにこの恐るべき毒物を圧力容器の中に閉じ込めておくかは、地域住民のみならず、国民全体にとっても、生命、利益に関わる重大問題である。にもかかわらず、報告書では圧力容器がヒビ割れ、もしくは破壊するか否か、破壊した際の安全装置はどの様なものかなどについて全く触れられていない。既に、52年2月に、福島県の福島原子力発電所と島根県の島根原子力発電所の圧力容器にヒビ割れが生じていたことが公表されており、平常時運転によってさえ、圧力容器にヒビが入ることが証明された。まして、地震などの強い衝撃を受けるとなれば、到底、要求される「安全性」を保つことは無理であると考えざるを得ない。このことは、先頃、西ドイツのウイール原子力発電所に対する住民訴訟の判決において「圧力容器の安全が確認されていない」として住民勝訴判決が出されたことを見てもわかるごとく、決して見過ごすことの出来ない重大なる事態である。この重大なる点について、何ら検討をなすことなく、かつ、圧力容器の破壊時に対する事故解

析すら行なっていない「審査」は全く不法、不当と言わざるを得ない。

## 2 蒸気発生器は泣きどころ

加圧型の原子炉を動力源とした伊方2号炉では、蒸気発生器細管の事故は重大である。蒸気発生器の中にある金属性の径約2センチメートルの細管の中を高温の一次冷却水が流れ、熱交換によってタービン用蒸気がつくられる。一次冷却水の中には多量の放射性物質が含まれているので、もし細管が破損すると、そこから高温高圧の一次冷却水とともにそれらが原子炉格納容器の外に吹き出て、やがて環境に流出する。また同時に、一次冷却水の流出による燃料棒の破損事故も併発する可能性も大きい。報告書でも蒸気細管事故は一次冷却材の喪失事故とともに、重大事故にも仮想事故にも想定されている。しかし、想定はされているが現実にはめったに起らない事故である、という説明がしばしば行なわれている。

ところが、美浜1号炉をはじめとして、各地の原子力発電所で蒸気発生器細管の損傷事故は頻発しているし、アメリカのポイントビーチ原子炉では、蒸気発生細管の大破損事故も発生し、重大事故、仮想事故がまさに現実に入り得るということを示している。そのような事故の根本的な原因究明も行なわず、「臭いものには蓋をする」といったような急場しのぎの措置でもって、蒸気発生器細管の健全性が維持され「安全性が確保される」とする本件安全審査は無効である。

## 3 燃料棒の破損は日常茶飯事

燃料棒の外側の被覆管はジルカロイというジルコニウムを主成分とした合金で、形状は直径約1センチメートル、厚さ約0.6ミリ

メートル、高さ約4メートルのものである。この「サヤ」の中にペレット状のウラン燃料が詰っている。平常運転時には、燃料棒の中心温度は摂氏2000度以上にも達する。一方、被覆材のジルカロイは1900度で溶け、1500度で冷却水と反応してポロポロになる。この様に脆い被覆管を保ち、「死の灰」を閉じ込めておられるのは、燃料棒の薄い壁を通して一次冷却水が熱を奪い、燃料棒のサヤの温度を350度程度に押えているからである。この冷却水が失くなれば、被覆管はたちまち溶けてしまい、中の燃料とともに多量の放射能が原子炉内に出て、想像を越える大惨事を引き起こす。

しかし、これまでの我が国の原子力発電所における「実績」を見ると、冷却水が存在していても、この被覆管では「安全」が保たれぬことが判明している。即ち、昭和48年から51年の間だけでも、福井県美浜原子力発電所1号を初めとして、同2号炉とたて続けに燃料棒の「つぶれ」「まがり」「ピンホール」そして「破損」事故が相次いでいる。特に昭和48年に美浜1号炉で生じた燃料棒の折損事故は、大規模であった上に、その事故事実が隠されていたことが明らかとなり、「安全」には工学的安全性とともに人為的な側面も強く影響していることが知られることになったものの一つである。この様に、事故時はおろか平常時においてさえ、放射能を閉じ込めておく能力を有しない被覆管、燃料棒に対して、「安全」と断を下した伊方2号炉の安全審査と許可処分は断じて認められない。

## 4 信頼できないECCS

緊急炉心冷却装置(ECCS)の役割は、一次冷却材喪失事故(LOCA)時において、

燃料の適切な冷却を維持することにより、燃料被覆管の大破損を防止することにある。すなわち、万一、燃料被覆管が酸化による脆化のため大きく損なわれることになると、炉心の冷却可能な形状が維持できず、ひいては、炉心が溶融する。このため、ECCSの働きによって、燃料被覆管が多少損なわれることはあっても、大きく損なわれることのないようにし、破滅的な災害を防ごうと配慮したものである。

ところが、そのような、命綱とも云うべき重要な役割を持つECCSの有効性のテストは、世界のどこでも、実物はもちろん、小型化したものでも確かめられていない。

LOCA時において、実際に作動するかどうかということも確かめられていないECCSを装備した伊方2号炉を「安全」として結論した本件安全審査は我々住民の生命と生活を無視したものであり、「安全審査」の名に値しない。

#### 六、危険な固体廃棄物・使用済燃料をどうするか

原子炉の運転につれて、原子炉から漏れ出した放射能のうち、一部は気体又は液体放射性廃棄物として、九町を中心に周辺地域にまき散らされるが、その残りは固体廃棄物としてドラム缶に詰められる。その固体廃棄物の量はとてつもなく莫大である。しかも、それに含まれる放射能は極めて多量であることは言うまでもない。

ところが、本件安全審査では、危険な固体廃棄物を、どのように廃棄処分するかについて全く審査しないままに、2号炉の増設を認めるという違法を平気でやってのけている。

一方、使用済燃料及びその再処理に伴う大量

の「死の灰」やプルトニウムは危険であることは自明のことである。

その使用済燃料が原子炉から、どのように取り出され、運搬方法はどのようにされるのか、一切明らかにされていない。そして、使用済燃料が、どこで、どのようにして再処理されるのかも一切審査がされていない。ただ、8年分の使用済燃料を、原子炉の建物内にある狭いプールに押しこんでおくだけだという。危険の上に危険を重ねるこのやり方を「安全」とした本件安全審査は、全くのインチキであり、ペテンである。

危険な固体廃棄物や使用済燃料の行方も審査しないままに、さらに原子炉の増設を認めた本件許可処分は、原告ら住民をないがしろにした違法なものである。

#### 七、でたらめな事故時の災害評価

原子力発電所が安全であると断定されるものであれば、電力消費量の多い大都市周辺に建設すればよいのである。それが何故辺地に建設されようとするか。破滅的な災害の恐怖は原子力発電所にはつきものであるが故に、一見人里離れた場所に建設をせざるを得ないのである。

しかし、事故発生の場合具体的処置をどうするのかということについては、原告ら周辺住民には何も知らされていない。また、安全審査で想定した事故の根拠は何か。災害評価をどう見るのかということについても、納得のいく説明は与えられていない。

たとえば、1号炉では、仮想事故の場合、「炉心は溶融する」と書かれていたのに、その非科学性が1号炉行政訴訟の法廷で明らかにされたことにこりて、2号炉の報告書では、炉心がどうなっているかについて、全く言及

しないといった、でたらめぶりである。こんなやり方で、大事故の際にも、敷地外には何の災害も生じないと云ってみても、周辺住民は誰一人、そんなことを信じない。

原子炉事故による災害を正當に評価すれば、伊方での原子炉設置は不可能になる。それを、いかがわしい仮定と計算でごまかした本件安全審査と、許可処分は違法であり認めることはできない。

#### 第六、結 語

私達、住民は争いを好みません。農業や漁業を平和にいそしんでいきたいのです。しかしながら、本件許可処分にかゝわる四国電力、被告の所業、特に安全審査の経過及び結論をみているとき、座視することが出来なかつたのであります。

私達原告らはまことに非力な者ばかりではあります。敢えて訴訟を行なう決意をしたのであります。

重ねて訴えます。原子力発電所は非常に危険なものであります。原告住民らは無知といわれながらも、「原子力発電所が、安全というなら電力を多く使うところへ建てよ。」と言いつけてまいりました。この素朴ではあるが核心をついた訴えに対し、被告も四国電力も少しも答えようといたしません。前述の如く原子力発電所の危険性は、計り知れないものがあり、地域住民に大きな被害をもたらすものであります。

よって本件許可処分には手続及び内容面からみて、明白かつ重大な違憲違法があるので、原告らは右許可処分の取消しを求めて本訴に及んだのであります。

#### 立 証 方 法

追って提出する。

昭和53年6月9日

原 告	川 口 寛 之
同	大 澤 肇
同	廣 野 房 一
同	大 澤 喜八郎
同	堀 内 義 雄
同	堀 内 長 好
同	奥 本 繁 松
同	山 内 寅 市
同	山 内 博 文
同	浪 下 繁 春
同	根 来 兵 衛
同	井 田 与 之 平
同	井 上 常 久
同	齊 間 満
同	橋 本 博 幸
同	近 藤 誠
同	大 野 富 夫
同	平 井 盛 重
同	西園寺 秋 重
同	榊 本 吉 太 郎
同	久 保 田 敦
同	阿 部 弘 行
同	梶 原 進
同	岡 崎 告 夫
同	矢 野 浜 吉
同	福 野 誠 一
同	兵 頭 慎 平
同	寺 岡 幸 治
同	西 村 州 平
同	西 村 交 平
同	鎌 田 建 一 郎
同	大 汐 健 二
同	佐 伯 森 武

松山地方裁判所 御中

原告の表示

愛媛県西宇和郡伊方町九町

一番耕地1748番地

川口寛之

同所 一番耕地1755番地

大澤肇

同所 一番耕地857番地ノ5

廣野房一

同所 四番耕地272番地

大澤喜八郎

同所 六番耕地10番地

堀内義雄

同所 六番耕地36番地

堀内長好

同所 六番耕地35番地

奥本繁松

同所 一番耕地1844番地

山内寅市

同所 六番耕地28番地

山内博文

同所 六番耕地40番地

浪下繁春

同所 一番耕地153番地

根来兵衛

同所 一番耕地1478番地

井田与之平

同所 一番耕地1555番地

井上常久

愛媛県八幡浜市栗之浦245番地

齐間満

同県同市向灘大内浦1172番地

橋本博幸

同県同市向灘817番地

近藤誠

同所 385番地

大野富雄

愛媛県八幡浜市五反田一番耕地834番地

平井盛重

同県同市日土町五番耕地45番地ノ2

西園寺秋重

同県西宇和郡三崎町串751番地ノ3

樹本吉太郎

同所 658番地

久保田敦

同所 364番地

阿部弘行

同所 496番地ノ1

梶原進

同所 1822番地

岡崎告夫

同県同郡保内町宮内一番耕地93番地ノ5

矢野浜吉

同県同郡同町川之石三番耕地298番地

福野誠一

同県同郡同町磯崎1526番地

兵頭慎平

同所 1541番地ノ1

寺岡幸治

同所 1484番地

西村州平

同所 1484番地

西村交平

同所 1414番地

鎌田建一郎

同所 428番地

大汐健二

同所 1557番地ノ2

佐伯森武

(1頁から続く)

中央に対して地方、特に過疎地帯、公権力に対して住民の権利、経済力のある者に対して弱者は、歴史的に不平等、不利益を強いられてきた。土地、立木、里道等、原発に関する問題を考えるとき、堪難い思いがするのである。

高松高裁における1号炉の裁判で、柏木判決の矛盾と非住民性を余すところなく追及し、原発の危険性を国民の前に明らかにしてゆくと共に、松山地裁に於ては、原告住民が中心となって、誰にでもわかりやすい裁判を要求し、原発の危険性を住民の言葉で条理をつけて訴え、1号、2号ともども、設置の取消しを実現し、一日も早く元通りの不安のない生活を取戻して、孫子のためにも禍根を残さない決意で、この訴訟に及んだのである。

全国のみなさんの理解と協力を、心からお願いするものである。

## 原告団に寄せられた 柏木判決抗議の電文

権力に盲従した政治判決に抗議し、自然と人間の生命を未来にわたって守るため、ともに反核の闘いを強めよう。

### 広島原水禁

権力の圧力に屈した住民無視の判決に抗議し、自然と人間を守るために共に闘おう。

### 全電通広島被爆者協議会・二世協議会

私たち広島被爆者は、本日の判決を怒りをもって聞いた。柏木判決は政府の核政策に迎合し、核武装を進めるものであり、絶対に許せない。皆さんと心を一にして反対運動を進めていこう。

### 反戦被爆者の会

松山地裁の暴挙許すな。原発は危険、核武装への道。歴史に残る反動判決に負けず、共に闘わん。  
**全国被爆者青年同盟**

## 会員・読者の皆さんから

「いかた」に出合ったのは、ジープを歩いた学生の頃でした。4月25日、柏木判決は、子供といっしょにテレビで知りました。もう何もできなくなってしまった私ですが、明日の日本をになうこの子供達の為に……。親として、そして1人の人間として、我子に「いかた」を、そして、その全ての意味を語りついでいきたいと思います。(大阪 城)

控訴審頑張ってください。(広島 石丸)

## 会計報告 ('78. 5/13~6/15)

### 収入

会費	6 6,000
ニュース購読料	2 7,200
カンパ	4 4,000
資料売上金	6 5,000
計	2 0 2,200

### 支出

ニュース代金	3 3,000
郵送料	1 2,510
為替手数料	1,605
会場費	2 5,200
コピー代	2,080
「理由書」印刷費内払	1 2 5,000
控訴印紙代追加	9,300
2号炉提訴援助(印紙代)	6 5,000
計	2 7 3,695
差引	- 7 1,495
借入金合計	1,0 4 8,154